

「現場管理」のピックアップ問題「S2.現場管理」解説集

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24023	現場管理	安全衛生責任者	関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、 <u>請負者は統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任し、下請業者は安全衛生責任者を選任しなければならない。</u>	労働安全衛生法 第16条、労働安全衛生規則 第19条 関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、 <u>請負者は統括安全衛生責任者(現場所長)及び元方安全衛生管理者(元方で工事専属者)を選任し、下請業者は安全衛生責任者(下請現場責任者)を選任しなければならない。</u> なお、労働者の数が常時100人以上となる工事現場においては、請負者は統括安全衛生管理者を選任しなければならない。よって正しい。	○ P1
07023	現場管理	元方安全衛生管理者	<u>特定元方事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に労働災害を防止するために講じる措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。</u>	労働安全衛生法第15条の2 <u>特定元方事業者(統括安全衛生責任者を選任した事業者)は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に特定元方事業者等の講ずべき措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。</u> よって正しい。 (この問題は、コード「21024、26023」の類似問題です。)	○
27022	現場管理	安全衛生責任者	<u>安全衛生責任者は、統括安全衛生責任者との連絡を行うとともに、統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡等を行わなければならない。</u>	労働安全衛生法 第16条1項、労働安全衛生規則 第19条 安全衛生責任者は、 <u>下請負業者が労働者の中から選任し、統括安全衛生責任者と請負人の労働者等の行う作業の連絡調整を行う。</u> よって正しい。	○
01023	現場管理	作業主任者	山留めの高さが <u>5m</u> である山留め支保工の切ばりの取付けにおいて、「 <u>地山の掘削作業主任者</u> 」を選任した。	労働安全衛生法 第14条、労働安全衛生法施行令 第6条第十号 <u>山留め支保工の切ばりまたは腹起しの取付け、または取外しの作業には、土止め支保工作業主任者の選任が必要である。地山の掘削作業主任者ではなく、土止め支保工作業主任者である。</u> よって誤り。(この問題は、コード「18031、27024」の類似問題です。)	× P2
01024	現場管理	作業主任者	高さが <u>5m</u> の枠組足場の解体作業において、「 <u>足場の組立て等作業主任者</u> 」を選任した。	労働安全衛生法 第14条、労働安全衛生法施行令 第6条第十五号 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業には <u>足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。</u> よって正しい。(この問題は、コード「21053」の類似問題です。)	○
01022	現場管理	作業主任者	既存建築物の解体工事において、 <u>石綿を重量で0.1%を超えて含有する建材を除去するに当たり、「石綿作業主任者」を選任した。</u>	労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条第二十三号 石綿をその重量の0.1%を超えて含有する建材の除去に当たっては、 <u>石綿作業主任者を選任しなければならない。</u> よって正しい。(この問題は、コード「20052、28023」の類似問題です。)	○
06022	現場管理	ワイヤーロープの安全係数	くい打機の巻き上げ用ワイヤーロープの安全係数は、ワイヤーロープの切断荷重の値を当該ワイヤーロープにかかる荷重の最大の値で除した値とし、 <u>3 から5 の間の値とする。</u>	クレーン等安全規則第213条 くい打ち機又は杭抜き機の巻き上げ用ワイヤーロープの安全係数は <u>6以上</u> でなければ使用してはならない。なお、この安全係数は、ワイヤーロープの切断荷重の値を当該ワイヤーロープにかかる荷重の最大の値で割った値とする。よってこの場合の安全係数は6以上でなければならないので誤り。	×
21052	現場管理	ワイヤーロープの安全係数	クレーンの玉掛け作業に用いるワイヤーロープについては、安全係数(ワイヤーロープの切断荷重の値を、当該ワイヤーロープにかかる荷重の最大の値で除した値)が <u>5</u> のものを使用した。	クレーン等安全規則第213条 <u>玉掛けワイヤーロープの安全係数は6以上</u> でなければ使用してはならない。この安全係数は、ワイヤーロープの切断荷重の値を当該ワイヤーロープにかかる荷重の最大の値で割った値とする。よって誤り。	×

「現場管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
05024	現場管理	施工体制台帳の設置	民間の建築一式工事を直接請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請け代金額の総額が8,000万円以上になる場合には、全ての下請負業者を含む施工体制台帳を作成し、建設工事の目的物を引き渡すまで工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の8 1項、建設業法施行令 第7条の4 特定建設業者は、発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、5,000万円(ただし、建築一式工事である場合においては、8,000万円)以上になるときは国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。よって正しい。	○
26013	現場管理	施工体制台帳の設置	建設業法に基づき施工体制台帳を作成した特定建設業者は、建設工事の目的物を発注者に引き渡すまで、その施工体制台帳を工事現場に備え置く必要がある。	建設業法 第24条の8 1項、建設業法施行令 第7条の4 特定建設業者は、発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、5,000万円(ただし、建築一式工事である場合においては、8,000万円)以上になるときは国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。なお、公共工事においては下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならぬ。よって正しい。	○
22014	現場管理	施工体制台帳の設置	発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額の総額にかかわらず、工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の8 1項、建設業法施行令 第7条の4 特定建設業者は、発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、5,000万円(ただし、建築一式工事である場合においては、8,000万円)以上になるときは国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。金額の総額にかかわらず施工体制台帳を作成し、備え置かなければならないのではないので誤り。(この問題は、コード「21022」の類似問題です。)	×
29033	現場管理	施工体制台帳の設置	地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、特定建設業又は一般建設業の許可にかかわらず、下請契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を作成し、建設工事の目的物を引き渡すまで工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の8 1項、建設業法施行令 第7条の4 国または地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置く。また、その写しを発注者に提出しなければならぬ。よって正しい。	○
25023	現場管理	請負契約	建設業の許可を受けて建設業を営む者は、請け負った建設工事を施工するときは、下請けであっても、主任技術者を置かなければならない。	建設業法 第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者(所定の条件に該当する者で、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)を置かなければならない。よって正しい。	○
30022	現場管理	請負契約	発注者から直接建築一式工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が8,000万円以上になる場合には、監理技術者を置かなければならない。	建設業法 第26条第2項、第3項 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(＝元請け)は、5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)の工事を下請けに出す場合は、主任技術者ではなく監理技術者を置かなければならない。また、公共性のある工作物又は多数の者が利用する工作物で、かつ、請負金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)の場合は、主任技術者や監理技術者は、原則、兼任ではダメで専任でなければならない。よって正しい。	○
法18241	建設業法	主任技術者 監理技術者	「建設業法」に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の総額が5,000万円(建築工事業である場合においては8,000万円)以上となる場合においては、当該建設工事を施工するに当たって、監理技術者を置かなければならない。	「業法26条」に「主任技術者及び監理技術者の設置」について載っており、その「2項」及び「業法(令)2条」より、「特定建設業者は、下請代金の額が5,000万円以上(建築工事業においては8,000万円以上)となる場合には、監理技術者を置かなければならない。」とわかる。	○

「現場管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19013	現場管理	請負契約	建設業法において、公共性のある工作物に関する重要な工事で請負代金の額が所定の金額以上のものについては、元請負人に限り、専任の主任技術者を工事現場ごとに置かなければならないとされている。	建設業法 第26条第1項、第2項、第3項 公共性のある工作物に関する重要な工事で請負代金の額が所定の金額以上(工事1件の請負代金の額が4,500万円以上)のものについては、 <u>元請負人・下請けともに</u> 、 <u>専任の主任技術者を工事現場ごとに置かなければならないとされている</u> 。よって誤り。 なお、5,000万円以上の工事を下請けに出した場合は、工事を請けた下請けは専任の主任技術者を置き、元請けは原則、専任の監理技術者を置かなければならないことに注意する。 <i>個人住宅以外</i>	×
29034	現場管理	請負契約	元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が9,000万円以上の場合、原則として、当該工事には専任の監理技術者を置かなければよい。	建設業法 第26条第2項、第3項 公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事で、工事1件の請負代金の額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上のものには、工事現場ごとに、 <u>専任の主任技術者または監理技術者を置かなければならない</u> 。設問の診療所併用住宅は、非居住部分(併用部分)の請負代金の総額が9,000万円以上であるので、原則、 <u>専任の監理技術者を置かなければならない</u> ので誤り。	×
22021	現場管理	請負契約	工場の改修工事において、防水工事を4,500万円以下で請け負う建設業者は、その防水工事の現場稼働期間に専任の主任技術者を置く必要がある。	建設業法 第26条第1項、第3項 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、 <u>主任技術者(所定の条件に該当する者で、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)を置かなければならない</u> 。また、公共性のある工作物又は多数の者が利用する工作物で、かつ、請負金額が4,500万円以上の場合には、 <u>専任の技術者でなければならない</u> 。よって正しい。(この問題は、コード「21023」の類似問題です。)	○
法04302	建設業法	主任技術者 主任技術者	「建設業法」に基づき、建設業者は、発注者から請負代金の額が4,500万円の診療所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてよい。ただし、当該工事現場の施工体制等は所定の要件に適合するものである。	「業法26条3項」及び「業法(令)27条」より、「公共性のある所定の工事については、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。」と規定されており、問題文にある「診療所」は、「業法(令)27条三号」に該当するため、監理技術者等の専任性の請負代金の額が4,500万円(建築一式工事で9,000万円)以上となる場合には、原則として、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。問題文には、「建築一式工事で4,500万円」とあるため専任の者としなくてもよいとわかる。(この問題は、コード「26291」の類似問題です。)	○
法05303	建設業法	主任技術者 主任技術者	「建設業法」上、建設業者は、発注者から請負代金の額が8,000万円の事務所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者又は監理技術者を専任の者としなくてよい。ただし、当該工事現場の施工体制等は所定の要件に適合するものである。	「業法26条3項」及び「業法(令)27条」より、「所定の工事については、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。」と規定されており、「事務所の建築一式工事」は、「業法(令)27条第三号」に該当し、当該工事1件の請負代金の額が9,000万円以上となる場合には、原則として、主任技術者又は監理技術者を専任の者としなければならない。」とわかる。問題文は請負代金の額が「8,000万円」のため、これに該当しない。よって正しい。	○
06021	現場管理	請負契約	公共性のある工作物に関する重要な建設工事で、監理技術者を専任で置かなければならない現場であっても、元請の監理技術者については、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合には、2現場まで兼任することができる。	建設業法 第26条、第26条の3、建設業法施行令 第28条、第29条 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、専任の監理技術者を置くべき工事現場において、監理技術者の職務を補佐するもの(監理技術者補佐)を当該工事現場に専任で置く場合、監理技術者(特例監理技術者)は現場の兼務が可能である。なお、 <u>兼任できる工事現場の数は2とする</u> 。よって正しい。	○

P3

P4

元請け

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03023	現場管理	請負契約	発注者から事務所の建築一式工事(請負代金額が8,000万円以上)を請け負った元請業者が当該工事を施工するために置く監理技術者については、当該工事現場に専任の監理技術者補佐を置いた場合であっても、当該工事現場のほかの工事現場の監理技術者を兼務することはできない。	建設業法 第26条、第26条の3、建設業法施行令 第28条、第29条 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、専任の監理技術者を置くべき工事現場において、監理技術者の職務を補佐するもの(監理技術者補佐)を当該工事現場に専任で置く場合、監理技術者(特例監理技術者)は現場の兼務が可能である。なお、兼任できる工事現場の数は2とする。よって誤り。	×
29031	現場管理	専門技術者	元請として建築一式工事を施工する特定建設業者は、当該工事に含まれる請負代金の額が500万円の屋根工事を自ら施工する場合には、当該屋根工事について所定の要件に該当する専門技術者を工事現場に置かなくてはならない。 専門技術者、2何者？	建設業法 第26条の2 1項 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事(軽微な建設工事を除く。)を施工するときは、専門技術者を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。よって正しい。 軽微な建設工事の金額は？	○
06011	現場管理	工事監理	「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(令和6年国土交通省告示第8号)」によると、監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬(ごびゅう)、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、工事施工者に確認したうえで、設計者に報告する。	国告(令6)第8号 監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。設計者ではなく建築主に報告するので誤り。(この問題は、コード「02011」の類似問題です。)	×
05012	現場管理	工事監理	「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(令和6年国土交通省告示第8号)」によると、監理者は、工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書の通りに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主事に報告する。	国告(令6)第8号 監理者は、工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書の通りに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。工事施工者が従わない場合は、その旨を建築主事ではなく建築主に報告するので誤り。	×
05014	現場管理	工事監理	「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(令和6年国土交通省告示第8号)」によると、監理者は、工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。	国告(令6)第8号 監理者は、工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。よって正しい。	○

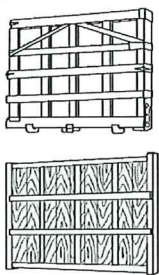
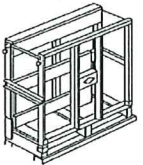
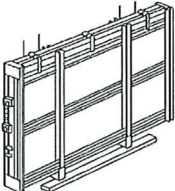
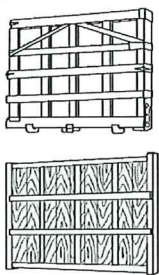
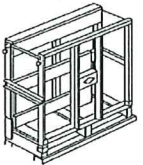
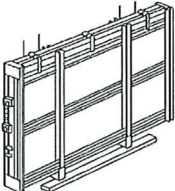
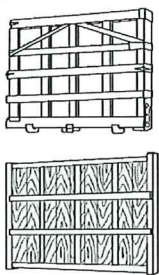
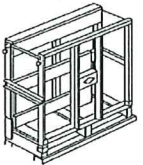
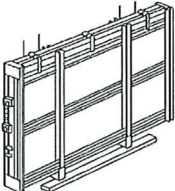
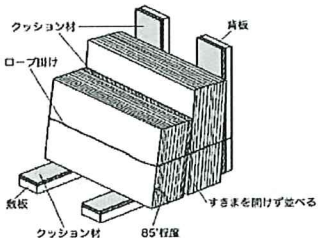
P4

P8

P9

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03031	材料の保管	既製杭	工事現場に仮置きする既製コンクリート杭については、仮置きするための場所が狭かったため、所定の措置を講じたうえで、同径のものを平置きで2段まで積み重ねる計画とした。	JASS4 現場で杭を仮置きするときは、地盤を水平にならし、まくら材(10cm角程度の角材)を支持点として1段に並べる。それぞれの杭には、移動止めのくさびを施すようにする。やむをえず2段以上とするときは、必ず同径のものを並べ、まくら材は同一鉛直上にあるようにし、つり込み時には1段に並べなおす。杭頭の方は、引込み方向に向けて置くことが望ましい。よって、所定の措置を講じたうえで、同径のものであれば、2段まで積み重ねて保管してもよいので正しい。	○
27033	材料の保管	既製杭	負の摩擦力対応杭(SL杭)を、屋外に長期間保管するに当たり、杭表面に特殊アスファルトが塗布されているので、搬入時の荷姿のまま存置した。	JASS4 負の摩擦力対応杭(SL杭)は、杭表面に特殊アスファルトが塗布されており、運搬、取扱い時には、剥がれ、塗装の損傷などが発生しないように注意する。特にSL杭の長期間にわたる保管は、外気温の変化などによって塗布材が流動変化したり、損傷するおそれがあるので好ましくない。よって誤り。	×
26091	材料の保管	型枠材料	せき板に用いる木材は、コンクリート表面の硬化不良を防止するために、シートで覆い、直射日光にさらさないようにした。	JASS5 せき板に用いる木材は、製材・乾燥および集積などの際、コンクリート表面の硬化不良などを防止するためできるだけ直射日光にさらされないよう、シートなどを用いて保護する。よって正しい。	○
05092	材料の保管	型枠材料	コンクリート表面の硬化不良を起こしやすいせき板を現場で見分けるためには、せき板表面にセメントペーストを塗り付けて2～3日後に剥がして、その表面状態を確認する方法がある。	型枠の設計・施工指針案 コンクリート表面の硬化不良を起こしやすいせき板を見分ける方法として、現場でせき板表面にセメントペーストを塗り付けて2～3日後に剥がして、その表面状態を確認する方法等がある。よって正しい。	○
21091	材料の保管	型枠材料	コンクリート打放し仕上げに使用するせき板の材料については、ウレタン系樹脂により表面処理をしたコンクリート型枠用合板のうち、ほとんど損傷のないものを転用した。	型枠の設計・施工指針案 表面加工コンクリート用型枠用合板は、耐アルカリ性に優れたウレタン系、アクリル系などの樹脂で表面処理した合板で、木材とセメントの化学反応を防止するほか、せき板のむしれ、われなどを防止し、コンクリートとの剥離を容易にするなどの利点を有している。よって正しい。	○
25034	材料の保管	溶接材料	ガスシールドアーク溶接において、梱包を解いた後、数日間適切に保管したソリッドワイヤについては、ワイヤの表面に錆がなかったので、そのまま使用した。	鉄骨工事施工術指針 ガスシールドアーク溶接の溶接材料に用いられるソリッドワイヤは、防錆と通電を考慮して、ワイヤ表面に微量の銅メッキが施されており、乾燥の必要はない。よって、ワイヤの表面に錆などがなければ、そのまま使用してもよい。ただし、梱包を解いた後、通常の保管状態ならば数日間は発錆することはないが、表面にほこりが付着していると吸湿し、錆びやすくなる。発錆したワイヤは、溶接時に送給不良が生じたり、通電が阻害され溶接条件が不安定となり溶接欠陥が発生しやすくなるので使用してはならない。よって正しい。(この問題は、コード「22033」の類似問題です。)	○
30033	材料の保管	AS防水材料	防水工事において、アスファルトルーフィングの保管については、雨露や湿気の影響を受けにくい屋内の乾燥した場所に、たて積みとした。	建築工事監理指針 ルーフィング類は、吸湿すると施工時に泡立ち、耳浮き等接着不良になりやすいため、屋外で雨露にさらしたり直接地面に置いたりしないで、屋内の乾燥した場所に立積みしておく。よって正しい。	○
20014	材料の保管	AS防水材料	アスファルトルーフィングの保管については、直射日光を避け、湿気の影響を受けにくい屋内の乾燥した場所に平積みとした。	建築工事監理指針 ルーフィング類は、吸湿すると施工時に泡立ち、耳浮き等接着不良になりやすいため、屋外で雨露にさらしたり直接地面に置いたりしないで、屋内の乾燥した場所に立積みしておく。よって誤り。	×
27034	材料の保管	AS防水材料	アスファルト防水に使用する砂付ストレッチルーフィングは、屋内の乾燥した場所に、ラップ部分を上に向けてたて積みとし、2段に重ねないように保管した。	JASS8 ルーフィング類は、屋内の乾燥した場所に縦積みとし、砂付きルーフィングは、ラップ部を上にして縦積みとする。また、ラップ部保護のため、2段積みにはならない。よって正しい。	○

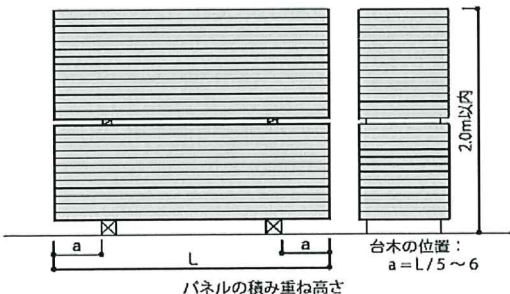
「材料の管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答									
18024	材料の保管	板ガラス	木箱やパレットを用いて運搬した板ガラスについては、 <u>屋内の乾燥した場所に荷姿のまま保管した。</u>	JASS17 木箱、パレットあるいは車輪付き裸台で運搬してきたガラスは、そのまま保管する。保管は原則として室内とし、やむを得ず屋外保管となる場合は、必ず防水シートを掛け雨露がかからないように養生する。よって正しい。 <table><tr><td>木箱</td><td>積降ろしは、人力または箱にロープを掛けクレーンで行う。</td><td></td></tr><tr><td>パレット (小型)</td><td>比較的小さな寸法の定寸物を多量に梱包するのに適する。積降ろしは、フォークリフトまたはクレーンを用いる。このパレットは回収し転用する。</td><td></td></tr><tr><td>パレット (大型)</td><td>比較的大きなガラスを数枚〜10枚梱包するのに適する。積降ろしは、クレーンを用いる。このパレットは回収し転用する。</td><td></td></tr></table>	木箱	積降ろしは、人力または箱にロープを掛けクレーンで行う。		パレット (小型)	比較的小さな寸法の定寸物を多量に梱包するのに適する。積降ろしは、フォークリフトまたはクレーンを用いる。このパレットは回収し転用する。		パレット (大型)	比較的大きなガラスを数枚〜10枚梱包するのに適する。積降ろしは、クレーンを用いる。このパレットは回収し転用する。		○
木箱	積降ろしは、人力または箱にロープを掛けクレーンで行う。													
パレット (小型)	比較的小さな寸法の定寸物を多量に梱包するのに適する。積降ろしは、フォークリフトまたはクレーンを用いる。このパレットは回収し転用する。													
パレット (大型)	比較的大きなガラスを数枚〜10枚梱包するのに適する。積降ろしは、クレーンを用いる。このパレットは回収し転用する。													
27031	材料の保管	板ガラス	車輪付き裸台で運搬された外装に使用するガラスは、室内に保管場所がなかったため、裸台に乗せたまま、 <u>屋外に、防水シートを掛け雨露等がかからないように養生をして保管した。</u>	JASS17 木箱、パレットあるいは車輪付き裸台で運搬してきたガラスは、そのまま保管する。保管は原則として室内とし、やむを得ず屋外保管となる場合は、必ず防水シートを掛け雨露がかからないように養生する。よって正しい。  車輪付き裸台  裸板ガラスの保管	○									
22034	材料の保管	木製建具	木製建具の保管に当たって、障子や襖は <u>立てかけとし、フラッシュ戸は平積みとした。</u>	JASS16 木製建具の保管で注意する点は、 <u>框・棧の位置をそろえ、中棧などに他の框などが当たらないようにすることである。</u> よって框などが傷つきやすい障子や襖は立てかけとし、片面あるいは両面に平らな板を張った <u>フラッシュ戸は平積みとする。</u> よって正しい。	○									
21032	材料の保管	壁紙	<u>巻いた状態で搬入された壁紙の保管については、乾燥した室内で、雨水や直射日光の当たらない場所に立置きとし、ビニルシートにより養生した。</u>	建築工事監理指針 巻いた状態で搬入された壁紙は、くせが付かないように <u>立てて保管する。</u> なお、直接日光を受けないように、また塵埃その他による汚れを生じないようにポリエチレンフィルムを掛けるなど <u>適切な養生を行う。</u> よって正しい。	○									

P12

P13

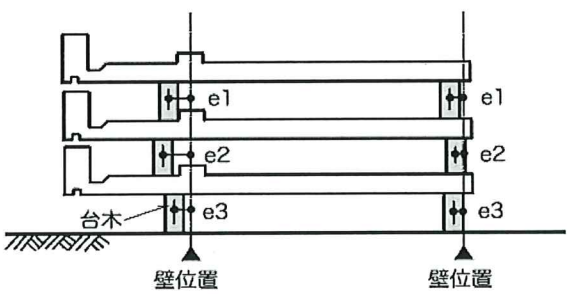
「材料の管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
07032	材料の保管	ロールカーペット	工事現場に搬入されたロールカーペットの保管については、 <u>縦置きとせずに、横に倒して3段までの俵積みとした。</u>	JASS26 カーペット類の保管場所は必ず屋内の平坦な場所に設け、雨露・直射日光・湿気による材料の汚れ・損傷・変色・変形などを防止するため、下地に直接置かないようにする。また、ロールカーペットは縦置きせず、 <u>必ず横に倒して、2～3段までの俵積みで保管する。</u> タイルカーペットの場合は5～6段とする。よって正しい。(この問題は、コード「23032」の類似問題です。)	○
28032	材料の保管	タイルカーペット	工事現場に納入されたカーペット類のうち、 <u>タイルカーペットについては、材料が荷崩れしないように、5～6段積みまでとして保管させた。</u>	JASS26 保管場所は必ず屋内の平坦な場所に設け、雨露・直射日光・湿気による材料の汚れ・損傷・変色・変形などを防止するため、下地に直接置かないようにする。また、ロールカーペットは縦置きせず、必ず横に倒して、2～3段までの俵積みで保管する。 <u>タイルカーペットの場合は5～6段とする。</u> よって正しい。	○
19035	材料の保管	断熱材	板状の発泡プラスチック保温材については、 <u>原則として、水や湿気にさらされない屋内に、反り癖がつかないように平坦な敷台等の上に積み重ねて保管する。</u>	建築工事監理指針 発泡プラスチック断熱材は、原則として、 <u>屋内に保管し、反りぐせ防止のため、平坦な敷台などの上に積み重ねる。</u> やむを得ずシートなどの覆いを掛けて屋外保管するときは、 <u>薄い色の覆いとするか、覆いと断熱材の間に隙間を設け、通気ができるようにする。</u> よって正しい。(この問題は、コード「18022」の類似問題です。)	○
05211	材料の保管	断熱材	鉄筋コンクリート造の建築物における断熱材打込み工法において、工事現場に搬入した発泡プラスチック断熱材を、 <u>やむを得ず屋外に保管することにしたので、断熱材に黒色のシートを掛けて、かつ、そのシートと断熱材との間に隙間が生じないようにした。</u>	建築工事監理指針 発泡プラスチック断熱材は、原則として、 <u>屋内に保管し、反りぐせ防止のため、平坦な敷台などの上に積み重ねる。</u> やむを得ずシートなどの覆いを掛けて屋外保管するときは、 <u>薄い色の覆いとするか、覆いと断熱材の間に隙間を設け、通気ができるようにする。</u> よって誤り。	×
18025	材料の保管	塗料	塗料等が付着した布片で引火のおそれがあるものについては、 <u>その塗料の保管場所に保管した。</u>	JASS18 火気に注意し、爆発や火災等の事故を起こさないようにする。また、 <u>塗料をふき取った布や塗料が付着した布片等で自然発火を起こす恐れのあるものは、作業が終了した後、速やかに処理する。</u> よって誤り。	×
27032	材料の保管	ALC薄形パネル	外装に使用するALC薄形パネルは、 <u>台木を用いて1.0mの高さに積み重ねて、屋外に、防水シートを掛け雨露等がかからないように養生をして保管した。</u>	ALC薄形パネル設計施工指針 ALC薄形パネルとは、 <u>厚さが35mm以上75mm未満のALCパネルを言う。</u> また厚さが75mm以上のパネルは厚形パネルと言う。パネルの保管は、平坦で乾燥した場所を選び、 <u>パネルが直接地面に接しないように、</u> かつパネルに反り、ねじれおよびひび割れなどの損傷が生じないように木材などの台木を用いて積み重ねる。また、パネルを屋外に保管する場合には、降雨時などに備えシート掛けなどの養生を行い、 <u>水がはね上がるおそれがあるような場合には地面にビニールシートなどを捨て敷きする。</u> パネルを積み重ねる場合は、 <u>同じ長さのパネルをまとめるなどし、安定性に留意して積み重ねる。</u> その高さは、作業性や安定性などを考慮して高さを <u>原則として2.0m以下とする。</u> よって正しい。 	○

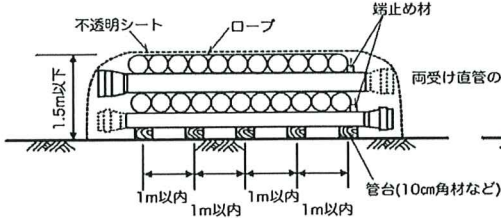
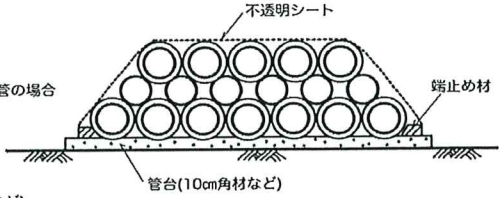
P13

P14

「材料の管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20201	材料の保管	PCa部材	工事現場において仮置きするプレキャストの床部材については、有害なひび割れ、破損、変形等が生じないように台木を2本敷いて平置きした。	JASS10 床板の平置きは、木材や鋼材を利用した台木を並べ、水平に積み重ねる。台木の本数は、部材の大きさにかかわらず2本を原則とし、均等に荷重がかかるように配置する。3本以上の台木を使用しても、いずれかの1本は部材に接しない台木ができて、その上に部材を積み重ねると、部材に曲げひび割れの生じるおそれがある。積み重ねの段数は地盤の支持耐力や板厚により異なるが、通常は6段程度までとする場合が多い。よって正しい。	○ PIS
28124	材料の保管	PCa部材	工事現場において仮置きするプレキャストの柱部材の積み重ねの数は、安定性を考慮して、平置きで2段までとする計画とした。	JASS10 床板の平置きは、木材や鋼材を利用した台木を並べ、水平に積み重ねる。台木の本数は、部材の大きさにかかわらず2本を原則とし、均等に荷重がかかるように配置する。3本以上の台木を使用しても、いずれかの1本は部材に接しない台木ができて、その上に部材を積み重ねると、部材に曲げひび割れの生じるおそれがある。積み重ねの段数は地盤の支持耐力や部材厚により異なるが、通常は平板部材で6段程度まで、柱部材で2段までとする場合が多い。よって正しい。	○
07124	材料の保管	PCa部材	現場におけるプレキャスト部材の仮置きについては、品質、安定性及び安全性を考慮して、床部材では10枚、梁部材及び柱部材では2段まで積み重ねて置く計画とした。	JASS10 床板の平置きは、木材や鋼材を利用した台木を並べ、水平に積み重ねる。台木の本数は、部材の大きさにかかわらず2本を原則とし、均等に荷重がかかるように配置する。3本以上の台木を使用しても、いずれかの1本は部材に接しない台木ができて、その上に部材を積み重ねると、部材に曲げひび割れの生じるおそれがある。積み重ねの段数は地盤の支持耐力や板厚により異なるが、通常は平板部材で6段程度まで、柱部材で2段までとする場合が多い。よって誤り。(この問題は、コード「24122」の類似問題です。)	×
01122	材料の保管	PCa部材	工事現場において、バルコニー付きの床のプレキャスト部材を平置きで仮置きするので、ひび割れや変形等が生じないように、台木の位置を、組立て後にプレキャスト部材が支持される位置からできるだけ離れた。	JASS10 バルコニーのある床板や底のある屋根板の場合は、台木を壁部材より支持される位置より離れた位置に配置すると曲げ応力が大きくなるので、部材の組立後に壁板で支持される位置に台木を配置することが望ましい。よって誤り。(この問題は、コード「21121」の類似問題です。)	×
					
29023	材料の保管	押出成形セメント板	外壁工事に用いる押出成形セメント板の保管については、屋内の平坦で乾燥した場所に、台木の上に横置きで、その高さが1.0m以下であることを確認した。	JASS27 押出成形セメント板の保管に当たっては、水濡れを防止し、ねじれ、反りなどが生じないように平坦で乾燥した場所を選定し、養生を行う。枕木は2本とし、パネルの積み置き高さは1m以下とする。よって正しい。	○
22031	材料の保管	押出成形セメント板	外壁工事に用いる押出成形セメント板については、横置き場所を平坦で乾燥した屋内とし、横置き高さを最大で1.5mとした。	JASS27 押出成形セメント板の保管に当たっては、水濡れを防止し、ねじれ、反りなどが生じないように平坦で乾燥した場所を選定し、養生を行う。枕木は2本とし、パネルの積み置き高さは1m以下とする。よって誤り。	×
02033	材料の保管	押出成形セメント板	外壁工事に使用する押出成形セメント板の保管については、横置き場所を平坦で乾燥した屋内とし、台木を配置したうえで、横置き高さを最大で1.2mとした。	JASS27 押出成形セメント板の保管に当たっては、水濡れを防止し、ねじれ、反りなどが生じないように平坦で乾燥した場所を選定し、養生を行う。枕木は2本とし、パネルの積み置き高さは1m以下とする。よって誤り。	×

「材料の管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29021	材料の保管	硬質ポリ塩化ビニル管	呼び径150mm以下の硬質ポリ塩化ビニル管の屋外での保管については、ビニル管の反りや変形防止のため、通気性のよいシートで覆い直射日光を避けた平坦な場所に、角材の上に井げた積みで、その高さが1.5m以下であることを確認した。	下水道用硬質塩化ビニル管技術資料 塩ビ管の保管は、原則として、屋内とする。やむを得ず、屋外に保管する時は、簡単や屋根を設けるか、又は不透明シートで覆い直射日光を避け、熱気がこもらないように風通しのよい方向に受口又は差し口を向ける。呼び径150以下は井げた積み、呼び径200以上は千鳥積みを標準とし、高さは1.5m以下までとし、端止め又は口ロープ掛けを施す。よって正しい。	○
 井げた積み  千鳥積み					

P16